

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の開催について

平成25年2月7日
内閣総理大臣決裁
平成25年9月17日
一部改正

1. 趣旨

我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増す中、それにふさわしい対応を可能とするよう安全保障の法的基盤を再構築する必要があるとの問題意識の下、集団的自衛権の問題を含めた、憲法との関係の整理につき研究を行うため、内閣総理大臣の下に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

2. 構成

- （1）懇談会は、別紙に掲げる有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- （2）内閣総理大臣は、別紙に掲げる有識者の中から、懇談会の座長を依頼する。
- （3）懇談会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- （4）懇談会の事務は、内閣官房において処理する。

(別紙)

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会 有識者

- | | |
|---------|---------------------------|
| 岩 間 陽 子 | 政策研究大学院大学教授 |
| 岡 崎 久 彦 | 特定非営利活動法人岡崎研究所所長・理事長 |
| 葛 西 敬 之 | 東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長 |
| 北 岡 伸 一 | 国際大学学長・政策研究大学院大学教授 |
| 坂 元 一 哉 | 大阪大学大学院教授 |
| 佐 瀬 昌 盛 | 防衛大学校名誉教授 |
| 佐 藤 謙 | 公益財団法人世界平和研究所理事長(元防衛事務次官) |
| 田 中 明 彦 | 独立行政法人国際協力機構理事長 |
| 中 西 寛 | 京都大学大学院教授 |
| 西 修 | 駒澤大学名誉教授 |
| 西 元 徹 也 | 公益社団法人隊友会会長(元統合幕僚会議議長) |
| 細 谷 雄 一 | 慶應義塾大学教授 |
| 村 瀬 信 也 | 上智大学教授 |
| 柳 井 俊 二 | 国際海洋法裁判所長(元外務事務次官) |